

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、“すべての人の「FIRST BEST」に”を経営スローガンとして、お客様、取引先、従業員、社会及び株主等のステークホルダーから、真に信頼され、評価されることを目指しております。この理念を実現し、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの基本原則を、経営の効率性を高め、企業活動を通じて継続的に収益を上げることにより企業価値を最大化することであると考えます。その実現を図っていくために、当社では、全役職員がそれぞれの役割を理解し法令遵守のもと適切に事業活動に取り組み、取締役会、監査役会及び内部統制委員会を中心として、活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大垣内 剛	1,076,900	52.98
ジャパンベストレスクューシステム株式会社	146,900	7.23
大垣内 好江	125,000	6.15
アクアライン従業員持株会	80,600	3.97
MSIP CLIENT SECURITIES	45,200	2.22
小林 寿之	40,000	1.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,200	1.93
株式会社ポイントラグ	33,300	1.64
有限会社ヒロ・コーポレーション	20,000	0.98
株式会社スマートソーシング・ジャパン	19,000	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	大垣内 剛
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」は、2020年2月末日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の創業者である大垣内剛は、当社の議決権の過半数を有する支配株主であります。
当社は、支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりません。当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般株主との利益相反を回避するという原則に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡にかかわらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小森 光嘉	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小森 光嘉	○	—	弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。また、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は代表取締役社長直轄の組織として、内部監査部を設置し、内部監査担当1名(専任)を配置しております。内部監査部は実施した内部監査の状況や結果等について、適時に監査役に報告し、密な連携を図っております。

監査役会は、社外監査役3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。監査役会は、会計監査人より年間監査計画の説明を受けると共に、会計監査人の往査の際などに、情報交換を行い、日常的なコミュニケーションを図っております。

会計監査人との連携につきましては、年に2回、意見交換の会議を実施しており、内部監査部、監査役会および会計監査人のそれぞれが連携しあうことで、企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大江 隆	他の会社の出身者													
石井 睦子	税理士													
小野 博	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江 隆	○	—	金融分野における豊富な経験と幅広い見識を有しておりますので、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することが期待できるとの観点から、社外監査役に選任しております。また、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に選任しております。
石井 睦子	○	—	税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査機能に発揮していただけるとの観点から、社外監査役に選任しております。また、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に選任しております。
小野 博	○	—	経営者としての豊富な経験に基づき、当社の経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することが期待できるとの観点から、社外監査役に選任しております。また、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす、すべての社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、第22期定時株主総会において譲渡制限付株式の付与による役員報酬制度をご承認いただいております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、個別報酬の開示は実施しておりません。取締役および監査役の報酬はそれぞれ総額にて開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度を総合的に勘案して、取締役会にて決定しております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を果たすため、総務部が、事業の状況を把握するための資料の提供や、説明を行い、取締役会の議案・報告事項についても、総務部から事前に資料送信を行い、必要に応じ事前説明を行う等の対応を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されております。定例取締役会を、原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な経営上の意思決定が行える体制をとっております。取締役会には、取締役4名のほか監査役3名が出席し、経営上の重要な意思決定を行うとともに、業務の進捗状況の報告を行っております。
2. 監査役会
当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。定例監査役会を、原則として毎月1回開催するほか、臨時監査役会を必要に応じて開催し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、代表取締役社長との定期的な面談を通じて、経営方針等を把握するとともに、監査役監査において発見された重要事項等を伝達することによって、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保に努めております。
3. 内部統制委員会
当社はガバナンス体制の強化を推進するため、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、委員長以下14名を配置しております。委員会は、必要に応じて開催し、財務報告の信頼性、資産の保全、法令遵守、業務の有効性・効率性、リスクマネジメント、情報セキュリティ及びIT統制に関して協議を行い、委員会メンバーを通じて当社の全社的な内部統制の評価・向上に取り組んでおります。
4. 監査
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであり、また、当社の監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、会計試験合格者等3名、その他4名であります。
指定有限責任社員 業務執行社員 中原晃生
指定有限責任社員 業務執行社員 下平雅和

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社を採用しております。その理由は、取締役会とは独立した機関による監査体制が、当社の経営監視・監査体制に有効に機能すると考えるところによります。また、監査役会が内部監査部および監査法人と相互に連携することにより、取締役会の業務執行に対する監督機能を一層強化するものと考えております。
また、経営の健全性および透明性を保つため、社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、コーポレート・ガバナンス機能を担保しております。さらに、必要に応じて、顧問弁護士、税理士、社会保険労務士の意見を仰ぎ、コンプライアンスの確保に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を計画しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算のため、株主総会の開催日は集中日とは異なる日となっております。また、より多くの株主に出席いただくために、開催場所はアクセスの便を考慮して決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、会社法に基づく議決権の電磁的行使の導入を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。
その他	招集通知の発送と併せて、当社ホームページ(http://www.aqualine.jp/)に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(http://www.aqualine.jp/)において、「IRポリシー」として公開する予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年定時株主総会後、経営近況報告会を実施しており、株主との直接対話の機会を設けております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに年2回以上、説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて実施を検討いたします。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.aqualine.jp/)にIR情報ページを設け、決算短信、決算説明会資料および適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動指針を制定し、すべてのステークホルダーに対して以下のスローガンの実行に努めております。 ・お客様から「ありがとう」が聞けるサービスを提供いたします。 ・株主から「応援」していただけるよう成長と企業価値の最大化を図ります。 ・社会から「必要」とされる存在であり続けるよう努力いたします。 ・取引先様から「よかった」と言ってもらえるお付き合いを心がけます。 ・従業員が「楽しさ」「やりがい」を感じられる職場環境を整備いたします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「倫理規程」において、環境保護への取り組みを規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家のみならず、すべてのステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を開示することが、上場会社としての責務であると考えております。 「IRポリシー」に基づき、ステークホルダーとの関係をよりよく保ち、当社の活動に関する理解を深めていただくことを目的とし、財務報告書や企業活動に係わる情報をホームページにも掲載し情報提供を行うことを予定しております。
その他	当社は取締役4名のうち女性取締役を1名、監査役3名のうち女性監査役1名を選任し、意思決定の多様性の確保に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりです。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人が法令・定款・社会規範を遵守して、職務を遂行するために、コンプライアンス体制を構築し、推進するため「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定する。
 - ・代表取締役社長指揮のもと、担当取締役を任命し、横断的なコンプライアンス体制推進の総責任者として、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、総務部が取締役、使用人の教育を行う。
 - ・取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、担当取締役から、状況報告を受け、さらなる推進を図る。
 - ・コンプライアンス違反につながる行為等を抑止するため、「公益通報取扱規程」を定め、外部の弁護士及び社内相談窓口を設置する。
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行にかかる情報（株主総会議事録、取締役会議事録、取締役会稟議書兼報告書、契約書等）の保存は「文書管理規程」に基づき、適切に保存管理を行う。
 - ・取締役及び監査役は常時上記の文書を閲覧できる。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、当社の経営に係るあらゆる損失に対応すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最低限にとどめる。会社の経営リスクに対して適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運営されるように改善を図る。
 - ・取締役は、担当職務の執行に必要なリスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。「組織規程」に定められた部長以上の職位を有するものは、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメントを監督し、定期的に見直す。
 - ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置又は対応者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努める。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - ・取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」に基づきこれを執行する。
- 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社を担当する部門を明確にし、子会社に対する指導を適切に行う。
 - ・監査役は、内部監査部門と連携をとり、子会社の監査を行い、意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。
- 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人に取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置く。
 - ・監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。また、取締役は当該使用人の選定、異動、評価、処分等の人事関連事項に関しては、監査役の同意を得る。
- 当社および関係会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況および、内部体制に関する報告を行う。
 - ・当社および関係会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ・当社および関係会社の取締役および使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。
 - ・監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人の説明を求めることができる。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役社長と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
 - ・監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
 - ・監査役は職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。
- 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等
 - ・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、「反社会的勢力対策規程」を定め所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜考え方＞

当社は、上記「内部統制システムの構築に関する基本方針9.」を定めるほか、「反社会的勢力対策規程」においても、当社は反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することとしており、これを「反社会的勢力対応マニュアル」として明文化し周知しております。

＜整備状況＞

当社では、総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。また、総務部人員2名を不当要求防止責任者として選任しております。

さらに、取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合は、速やかに取引関係を解消する体制をとっております。

万が一、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制をさらに強化してまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

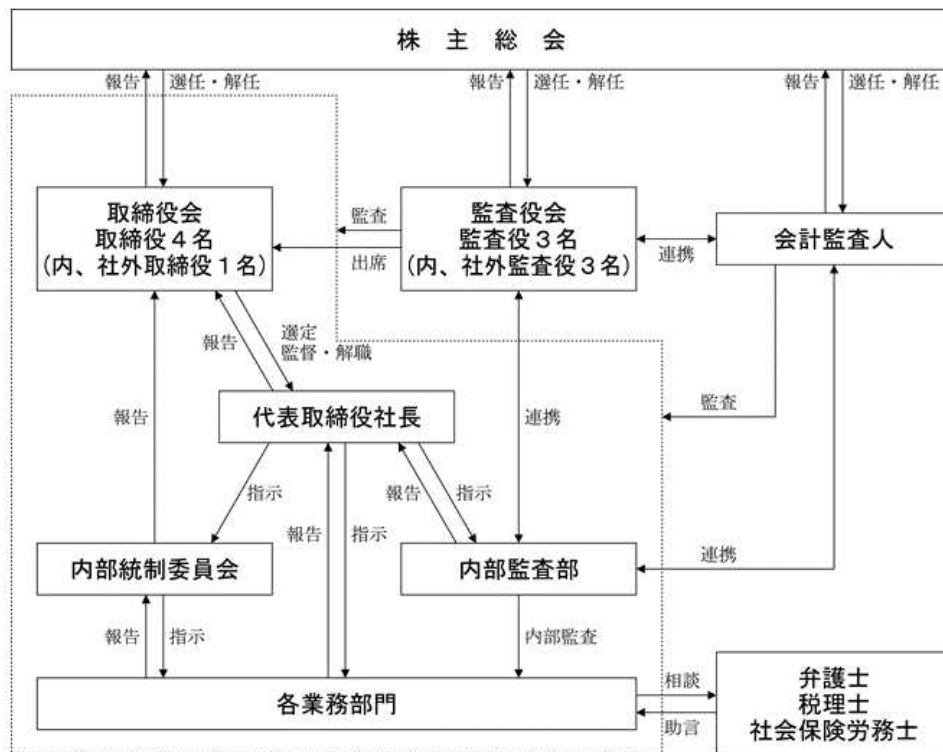
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示資料等の提出フロー

